

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

当訪問看護ステーションでは、在宅での療養を行っているご利用者様の診療情報等について、連携機関（他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業所もしくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者もしくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等）と ICT（情報通信技術）を用いて共有し、常に確認できる連携体制をとっています。